

日本獣医生命科学大学獣医保健看護学科で「愛玩動物看護師(国家資格)」受験資格が取得可能に --「愛玩動物看護師法」の規定する「農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目を開講する大学」として発表

日本獣医生命科学大学獣医保健看護学科(東京都武蔵野市)が、3月4日付けで「愛玩動物看護師法」に規定される「農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を開講する大学」として発表された。これにより令和4年度以降に入学した学生は、同学科を卒業(見込みを含む)することで「愛玩動物看護師」の国家試験を受験することが可能になる。また、平成17年～令和3年度の間同学科に入学し指定科目を修了して卒業した学生は、農林水産大臣及び環境大臣の指定する講習会を受講することで、予備試験なしで受験資格を得られる。

日本獣医生命科学大学獣医保健看護学科は、平成17年に動物看護学等を専攻する4年制大学として日本で初めて獣医学部に設置された。以来、動物看護師を含む獣医療技術者の養成を教育目的とし、これまでに約1,260名の卒業生を輩出している。

「愛玩動物看護師」とは、愛玩動物に関する獣医療の普及・向上、適正な飼養に寄与する業務を行う者のこと。令和元年6月、「愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)」の制定により、国家資格として定められた。

国家資格化に伴い、獣医師の指導の下、愛玩動物に対する診療の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる、採血、投薬(経口など)、マイクロチップ挿入、カテーテルによる採尿などの「診療の補助」を行うことができるようになった。

同大では愛玩動物看護師法の制定を受け、国家試験受験資格に対応した開講科目の検討と整備を行ってきた。その結果、このたび、同法の規定する「農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目」を開講する大学として発表された。

受験資格に関する対応は以下のとおり。

●日本獣医生命科学大学 獣医保健看護学科の対応

(1)令和4年度以降入学生

卒業(最終年次における卒業見込みを含む)することで「愛玩動物看護師」国家試験の受験資格が得られる。

(2)在学生及び卒業生

平成17年度(1期生)から令和3年度の間同学科に入学し、指定科目〔愛玩動物看護師法附則第2条第1号イ及びロの規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目〕を修めて卒業した者は、「講習会」の修了により予備試験なしで「愛玩動物看護師」の受験資格を得られる。

※詳細は同大ホームページにて随時更新

●関連サイト

・農林水産省ウェブサイト「愛玩動物看護師」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/dobutsu_kango/index.html



・環境省ウェブサイト「愛玩動物看護師」

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kangoshi/index.html>



・獣医保健看護学科が「愛玩動物看護師(国家資格)」に規定する「農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目を開講する大学」として発表されました

<https://www.nvlu.ac.jp/veterinary-nursing/news/20220304-01.html/>



【本リリースの配信元】

日本獣医生命科学大学 事務局事務部 学長室・企画調査課

TEL:0422-31-4151(代表) FAX:0422-33-2094

E-mail:ir-nvlu1@nvlu.ac.jp

<https://www.nvlu.ac.jp>